

平成二十五年内閣府・農林水産省・国土交通省令
第一号

大規模災害からの復興に関する法律第十二
条第三項に規定する農林水産大臣、国土交
通大臣等に対する協議に関する命令

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十
五年法律第五十五号）第十二条第三項の規定に基
づき、大規模災害からの復興に関する法律第十二
条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣
等に対する協議に関する命令を次のように定め
る。

1 大規模災害からの復興に関する法律（以下
「法」という。）第十二条第三項の規定により協
議をし、又は同意を得ようとする特定被災市町
村等は、協議書に復興計画に記載しようとする
同項各号に掲げる事項を記載した書類、当該事
項に係る土地利用方針を記載した書類その他農
林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類を添
えて、これらをそれぞれ当該各号に定める者
（協議又は同意に係る者に限る。）に提出するも
のとする。

2 法第十二条第三項第二号、第三号、第七号、
第九号又は第十号に掲げる事項について協議を
し、又は同意を得ようとする場合における前項
の協議書及び書類は、内閣総理大臣を経由して
提出するものとする。

附 則

この命令は、法附則第一条ただし書に規定す
る規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）
から施行する。

附 則 （平成二十九年四月二十六日／内閣府
／農林水産省／国土交通省／令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。